

兵庫県香美町  
トンネル長寿命化修繕計画



令和7年12月  
兵庫県 香美町

## **( 1 ) 計画全体の方針**

### **①老朽化対策における基本方針**

- a) 長寿命化修繕計画の目的
- b) 長寿命化修繕計画の対象施設
- c) 安全性の把握及び日常的な維持管理などに関する基本的な方針、並びに対象施設の長寿命化及び修繕・更新に係る費用の縮減に関する基本的な方針
- d) 対策の優先順位の考え方（道路施設）
- e) 計画期間

### **②新技術等の活用方針**

### **③費用の縮減に関する具体的な方針**

**計画策定担当部署**

## ①老朽化対策における基本方針

### a) 長寿命化修繕計画の目的

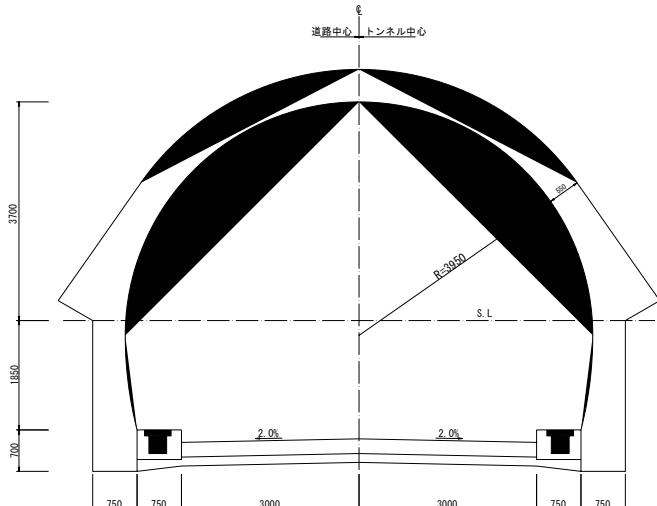
香美町では、1箇所のトンネルを管理している。(新温泉町と共同管理)

これまでも、道路利用者の安全を維持するため、道路パトロールの実施等を行ってきているが、今後はこれら日常的な巡視のほか、定期点検による状況の把握とあわせ、適切な修繕による維持管理を実施する必要がある。

そのため、長寿命化修繕計画を策定し、P D C Aによる効率的で効果的な維持管理を実施することを目的に長寿命化修繕計画を策定する。

### b) 長寿命化修繕計画の対象施設

香美町が管理するトンネルは下記のトンネルである。

|        |    |                                                                                     |  |
|--------|----|-------------------------------------------------------------------------------------|--|
| トンネル名  |    | 桃観トンネル                                                                              |  |
| トンネル延長 |    | 588m<br>(新温泉町管理 L=245.5m、香美町管理 L=342.5m)                                            |  |
| 竣工年    |    | 1970 年（昭和 45 年）                                                                     |  |
| 施工法    |    | 矢板                                                                                  |  |
| 施工業者   |    | （株）大本組                                                                              |  |
| 路線名    |    | 町道久谷桃観線（新温泉町）、町道余部浜坂線（香美町）                                                          |  |
| 所在地    |    | 美方郡香美町香住区余部～美方郡新温泉町久谷                                                               |  |
| 標準断面図  |    |  |  |
| 附属物    | 照明 | 79 灯（低圧ナトリウム）                                                                       |  |
| 非常用施設  |    | 非常用電話 6 基                                                                           |  |
|        |    | 押しボタン式通報装置 1 2 基                                                                    |  |
|        |    | 警報表示板 2 基                                                                           |  |
|        |    | 消火器 1 2 基                                                                           |  |

- c) 安全性の把握及び日常的な維持管理などに関する基本的な方針、並びに対象施設の長寿命化及び修繕・更新に係る費用の縮減に関する基本的な方針

## 1. 基本理念（基本姿勢）

**快適に生活ができるまちづくりをめざして**  
～安全で効率的な維持管理への取組～

## 2. 方針（進める際のルール）

- (1) 定期点検や補修対策を適切に実施するとともに、状況に応じた速やかな緊急対策を行い、道路施設の安全性を確保する。
- (2) 長寿命化を図るとともに、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストを抑制する。
- (3) P D C Aサイクルにより、個々の道路施設の安全性を確保するとともに、より効率的な修繕計画の実現を図る。

## 3. 戦略（具体の進め方）

### (1) 定期点検の徹底

香美町が管理する数多くの道路施設の安全性と信頼性を確保するため、定期点検を全ての道路施設に対して着実に実施する。このうち、必要なものについて更に詳細な調査を行い、様々な視点で損傷状態を把握し、適切な補修対策につなげる。

### (2) 速やかな緊急対策の実施

定期点検や異常時点検などにおいて、道路交通の安全性に影響する恐れのある深刻な損傷が発見された場合には、交通規制等の応急処置を施すとともに、速やかに緊急対策工事を実施して安全性を確保する。

### (3) 計画的な補修対策の実施

予防的な補修対策を計画的に実施することで、道路施設の健全性を回復して安全性を確保するとともに、長寿命化によりライフサイクルコストの縮減を図る。

### (4) データベース整備による施設管理データの有効活用

台帳データ、点検データや補修対策履歴データなどを蓄積するデータベースシステムの構築し、このデータを活用することで的確な補修対策計画を立案する。また、蓄積されたデータを分析することで、補修対策の実施結果などについても検証して、改善案の検討を行う。

### (5) 長寿命化修繕計画の見直し

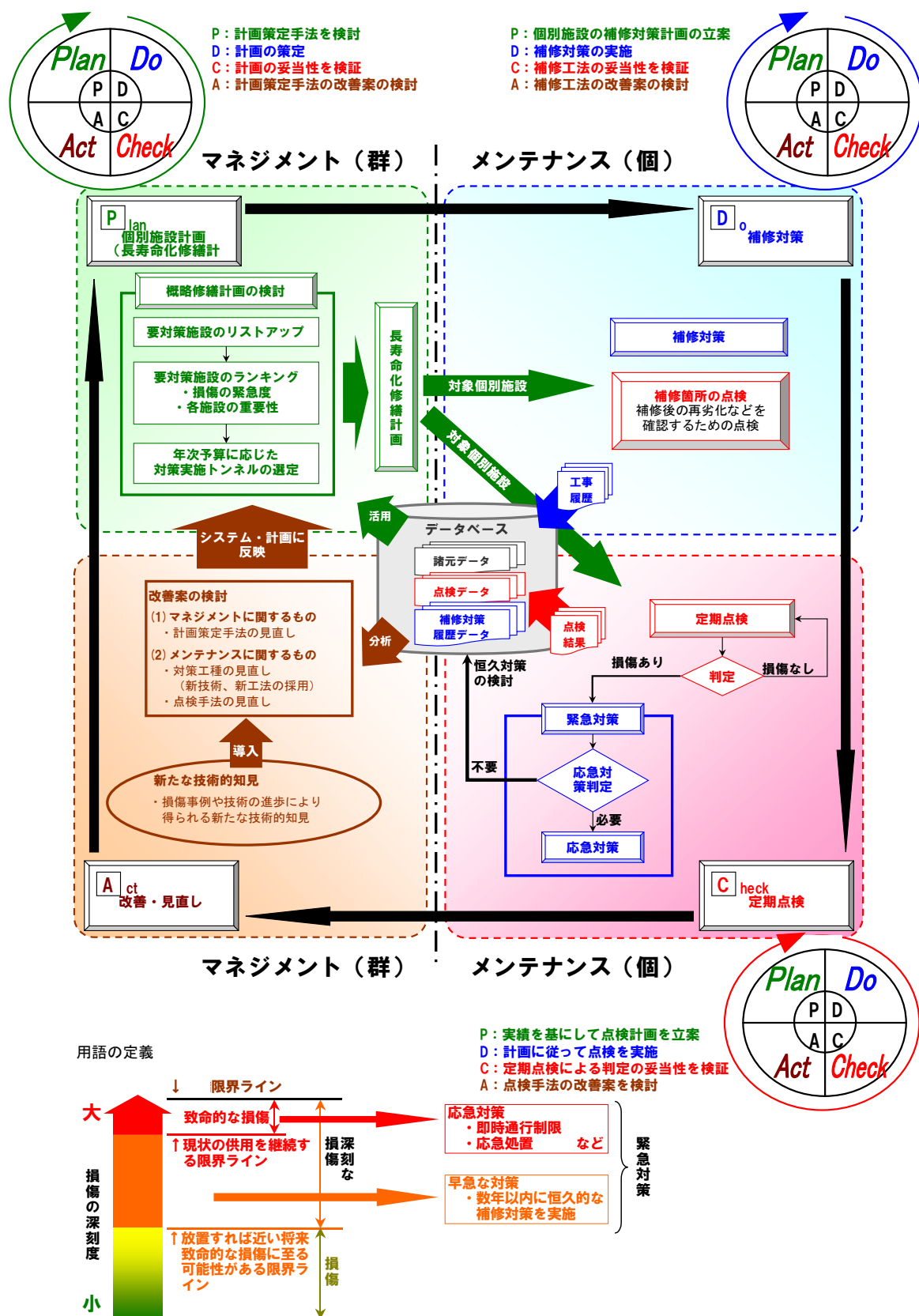
各道路施設の定期点検の時期や補修対策時期を定めた中期的な維持管理計画を策定し、計画的に実施していくことで、効率的に道路施設の安全性を確保する。

なお、定期点検により補修対策を優先すべき損傷が新たに発見された場合や、新たな技術的知見が得られた場合には、適宜、長寿命化修繕計画を見直すものとする。

### (6) 新たな知見を踏まえた継続的な改善

点検により着実に損傷状態を把握することに加え、建設から維持管理に至る全ての段階において、損傷事例や技術の進歩により得られる新たな技術的知見を取り入れて、技術基準や点検・照査方法などの継続的な改善を進めることで、道路施設の安全性の確保と維持管理の効率化を図る。

# 香美町道路施設の維持管理体制の全体像



致命的な損傷：現状の供用を継続することが困難であると判断される損傷を指す。直ちに通行制限や応急処置などの応急対策を施す必要がある。

深刻な損傷：想定外で進行する経年的劣化による損傷や、経年的劣化とは原因を異にする著しい損傷などを指し、「致命的な損傷」も「深刻な損傷」に含む。数年以内には恒久的な補修対策を実施する必要がある。

応急対策：致命的な損傷の発見後に直ちに行う通行制限や応急処置を指す。損傷要因を分析するための詳細調査や、恒久的な補修対策の検討、実施は「応急対策」に含めない。

早急な対策：深刻な損傷に対して、損傷要因を分析するための詳細調査を実施したうえで数年以内に行う恒久的な補修対策を指す。応急対策を施した致命的な損傷に対する恒久的な補修対策も含む。

緊急対策：応急対策及び早急な対策を総括して「緊急対策」とする。

#### d) 対策の優先順位の考え方（道路施設）

##### （１）トンネル健全度の数値化

定期点検結果をベースに、確認されている覆工のひび割れ、うき、漏水等の各種変状を確認し、各変状に対しての診断結果よりトンネルの健全性を数値化し、トンネルの経験的な劣化傾向を把握する。

トンネルの健全性の数値化は、それぞれの判定区分において以下のように重み付けを設定し、算出する。

○重み付け

| 健全度 | 重み付け |
|-----|------|
| Ⅳ   | 0    |
| Ⅲ   | 0.4  |
| Ⅱ a | 0.6  |
| Ⅱ b | 0.8  |
| Ⅰ   | 1    |

##### 【算出例】

| スパンNo           | S001 | S002 | S003 | S004 | S005 | S006 | S007 | S008 | S009 | S010 | S011 | S012 | S013 | S014 | S015 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 対策区分判定          |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 外力による変状に対する判定   | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅰ    |
| 材質劣化による変状に対する判定 | Ⅰ    | Ⅱ a  | Ⅰ    | Ⅱ b  | Ⅰ    | Ⅱ a  | Ⅱ b  | Ⅰ    | Ⅳ    | Ⅱ a  | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅲ    | Ⅰ    | Ⅰ    |
| 漏水による変状に対する判定   | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅲ    | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅱ a  | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅱ b  | Ⅰ    | Ⅰ    | Ⅱ a  | Ⅰ    | Ⅲ    | Ⅰ    |
| 総合              | Ⅰ    | Ⅱ a  | Ⅲ    | Ⅱ b  | Ⅰ    | Ⅱ a  | Ⅱ b  | Ⅰ    | Ⅳ    | Ⅱ a  | Ⅰ    | Ⅱ a  | Ⅲ    | Ⅲ    | Ⅰ    |

| 判定  | スパン数 |
|-----|------|
| Ⅳ   | 1    |
| Ⅲ   | 3    |
| Ⅱ a | 4    |
| Ⅱ b | 2    |
| Ⅰ   | 5    |

$$\text{健全度数値} = \frac{(1 \times 0 + 3 \times 0.4 + 4 \times 0.6 + 2 \times 0.8 + 5 \times 1)}{15} = 0.68$$

| 健全度 | 重み付け |
|-----|------|
| Ⅳ   | 0    |
| Ⅲ   | 0.4  |
| Ⅱ a | 0.6  |
| Ⅱ b | 0.8  |
| Ⅰ   | 1    |

|       |      |
|-------|------|
| 総スパン  | 15   |
| 平均    | 10.2 |
| 健全度数値 | 0.68 |

※健全度数値は、0～1 の範囲内であり、値が 1 に近づくほど健全な状態となる

##### （２）優先度評価の検討

確認されている変状に対する対策の優先順位は、トンネルの安全性に加え、路線の重要性、周辺地域への影響を考慮して決定する。優先度評価にあたっては、トンネル毎の健全性により「Ⅳ」→「Ⅰ」のグループで優先度を付け、同グループのトンネルに対しては、以下の項目を指標としてグループ内での優先度を設定する。

- ① トンネルの安全性：健全度数値
- ② 代替路の有無
- ③ トンネル延長
- ④ 補修要望：本体工補修等の要望の有無

対策工の優先順位は、トンネルの健全度起因する事故発生リスク及び事故発生時の影響により決定される。トンネルの事故発生リスクは、トンネルの健全度起因と考える。事故発生時や維持修繕作業時の周辺交通への影響は、代替路の有無やトンネルの延長により重み付けを行う。

また、地元住民からの補修要望についても優先度に反映する。

優先順位は、トンネルの健全度数値に以下の係数による重み付けを行い算出する。

#### ○優先度評価における評価項目及び重み係数

| K1               | K2                 | K3※                  |
|------------------|--------------------|----------------------|
| 代替路の有無           | トンネル延長             | 本体工補修要望              |
| 代替路なし<br>K1=0.90 | 500m 以上<br>K2=0.90 | 補修要望あり<br>K3=0.90 程度 |
| 代替路あり<br>K1=1.00 | 500m 未満<br>K2=1.00 | 補修要望なし<br>K3=1.00    |

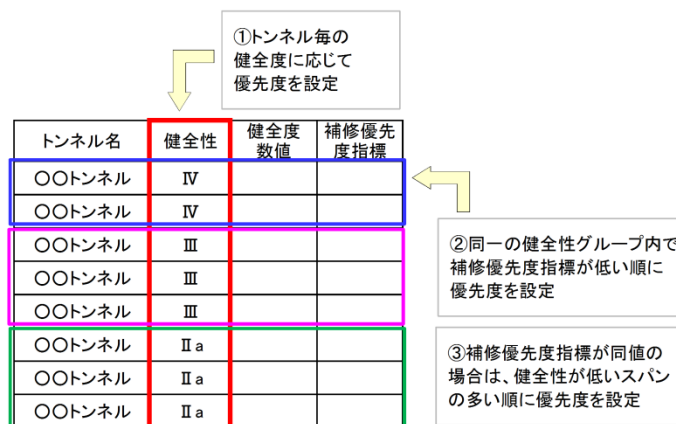
※利用者からの要望については、要望度合いに応じて、値に幅を持たせるものとする。

補修優先度指標＝トンネル健全度数値×K1×K2×K3

#### (3) 優先順位付

優先順位付けは、以下の方針とする。

- ① トンネル毎の健全性によりグループ分けし、判定区分Ⅳ→Ⅲ→Ⅱ→Ⅰの順。
- ② トンネル毎の健全度が同じグループ内で補修優先度指標の低い順。
- ③ 補修優先度が同値の場合は、健全性の低いスパンの多いトンネル順。



※トンネルの対策に関する緊急性は、健全性の判定区分に応じて左右されるため、重み係数は同レベルの健全性のグループ内の優先順位付けに用いる。

#### e) 計画期間

トンネルの維持管理を安全にかつ効率的に実施するためには、トンネルの点検時期や補修対策時期を定めた中期的な維持管理計画を策定し、計画的に実施していくことが必要である。最適な予算計画の検証にあたっては、香美町において実施可能な予算により検討することにより、設定した予算で実施した場合に健全な状態が維持できる計画とする必要があることから、10年間を計画期間として設定する。

なお、点検の結果により、優先すべき箇所が発生した場合には、適宜長寿命化修繕計画を見直すものとする。

## f) 附属施設の更新の考え方

### (1) 各トンネルにおける附属施設

現在、トンネルに設置されている主な附属施設は、照明施設や非常用施設である。

### (2) 附属施設の耐用年数

トンネル附属施設の耐用年数は、各種資料から、概ね 10～15 年程度と考えられる。  
香美町における附属施設の耐用年数については 15 年とする。

#### ○照明施設の耐用年数 道路・トンネル照明機材仕様書/建設電気技術協会/平成 27 年版

##### (16) 耐用年数

トンネル用照明器具（プレス加工品）の本体の推定耐用年数は、設置環境にも影響されるが、概ね15～20年である。これは、本体がSUS304製であり、その上に合成樹脂の焼付け塗装を施しているためである。しかし、内部に使用している電気部品（安定器、端子台、ソケット、内部配線等）について検討し、電気部品の耐用年数の目安を各々、解説表3-2に示す。

解説表 3-2 トンネル照明器具の電気部品の耐用年数

| 部 品 名    | 耐用年数  | 備考              |
|----------|-------|-----------------|
| 安定器      | 8～10  | JIS C 8110解説による |
| 端子台、ソケット | 8～10  | 使用実績による         |
| 内部配線     | 10～15 | 使用実績による         |

#### ○非常用施設の耐用年数 メーカーヒアリング

| 設 備 内 容   | メーカー       |        |       | 耐用年数(年)   |
|-----------|------------|--------|-------|-----------|
|           | 星和電機       | パナソニック | 岩崎電気  | メーカーヒアリング |
| 非常電話機     | 10～15      | 12～15  | 12～15 | 10～15     |
| 非常電話収納箱   | 15         |        | 15    | 10～15     |
| 非常電話表示灯   | 15         |        | 15    | 10～15     |
| 押ボタン式通報装置 | 15         | 15～25  | 15～25 | 10～15     |
| 火災検知器     | 10～15      | 12～15  | 12～15 | 10～15     |
| 警報表示板     | 15         |        | 15    | 10～15     |
| 制御装置      | 15         |        | 15    | 10～15     |
| 受信制御機     | 15         |        | 15    | 10～15     |
| モニター盤     | 15         |        | 15    | 10～15     |
| 監視盤       | 15         |        | 15    | 10～15     |
| 消火設備      | 消火器        | 5～10   | 10    | 8～10      |
| 避難誘導設備    | 誘導表示板(内照式) | 15     | 15    | 15        |
| ケーブル・配管類  |            | 20～30  | 20～30 | 20～30     |

### (3) 附属施設の劣化状況

過年度点検結果による附属施設の劣化状況を分析し、更新時期を設定することが望ましいが、既存の点検データは、附属施設の劣化状況の記載がなく、劣化状況の分析は困難であった。そのため、照明施設のみを対象として更新を行う計画とする。



## ②新技術等の活用方針

定期点検により着実に損傷状態を把握するため、新技術情報提供システム（NETIS）、ひょうごの土木技術活用システム※や点検支援技術性能カタログ（案）等の活用や補修工事においては新材料や新工法等の活用を検討することで、令和14年度までに10万円程度のコスト縮減を目指し、道路施設の安全性の確保と維持管理の効率化を図る。

※兵庫県が県内民間企業の新技術・新工法をデータベースに登録し、市町・民間企業・県民に対して情報提供するシステム

## ③費用の縮減に関する具体的な方針

5年に1回の定期点検の実施に伴う健全度の把握と日常的な維持管理を行うとともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、経済的で効率的な補修・修繕対策を行います。また、修繕対策においては新技術の活用を検討し、ライフサイクルコストを踏まえたコスト縮減の検討を行う。

さらに、耐用年数に伴い現在の照明器具をLED照明に交換することにより、現在より年間約20万円程度のコスト縮減が見込まれる。

## ④集約・撤去に関する具体的な方針

集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は香美町と新温泉町を繋ぐ重要な幹線上にあり、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の迂回路としても重要な役割を担っていることから、集約化・撤去を行うことは困難である。

周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

## （２）個別の構造物ごとの事項

### ●対象施設一覧表

#### ①構造物の諸元

### ●点検及び対策実施一覧表

#### ②直近における点検結果及び次回点検年度

#### ③対策内容

#### ④対策の着手・完了予定年度

#### ⑤対策に係る全体概算事業費

## ○個別施設の状態等と優先度

### ◆個別施設の状態等と優先度

| トンネル名  | 路線名                | 代替路の有無 | 延長(m) | 施工法 | 竣工年  | 点検年度 | 経過年数 | トンネルの健全度 |
|--------|--------------------|--------|-------|-----|------|------|------|----------|
| 桃観トンネル | 町道余部浜坂線<br>町道久谷桃観線 | あり     | 588   | 矢板  | 1970 | R5   | 54年  | Ⅲ        |

## ○対策内容と実施時期、対策費用

香美町の各トンネルにおける対策時期及び対策費用について、下表に示す。

また、桃観トンネルの補修内容は定期点検結果から漏水対策工を実施する計画としている。

| トンネル名  | 項目    | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|--------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 桃観トンネル | 点検    | ○  |    |    |    |    | ○   |     |     |     |     |
|        | 調査・設計 |    |    |    | ○  |    |     |     |     |     |     |
|        | 補修    |    |    |    |    | ○  |     |     |     |     |     |
|        | 付属物設計 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |
|        | 付属物更新 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |

### ○ 対策費用

(千円)

| トンネル名  | 項目    | R5    | R6 | R7 | R8    | R9    | R10   | R11 | R12 | R13 | R14 | 計      |
|--------|-------|-------|----|----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 桃観トンネル | 点検    | 6,000 |    |    |       |       | 6,000 |     |     |     |     |        |
|        | 調査・設計 |       |    |    | 9,000 |       |       |     |     |     |     |        |
|        | 補修    |       |    |    |       | 9,000 |       |     |     |     |     |        |
|        | 付属物設計 |       |    |    |       |       |       |     |     |     |     |        |
|        | 付属物更新 |       |    |    |       |       |       |     |     |     |     |        |
| 合 計    |       | 6,000 | 0  | 0  | 9,000 | 9,000 | 6,000 | 0   | 0   | 0   | 0   | 30,000 |

## 計画策定担当部署

兵庫県 香美町 建設課

TEL : 0796-36-1961